

# 準備書面 1 1

報告者 長尾晴人

(主旨) 新安保法制法で可能とした

- 第 1. 集団的自衛権の行使 (存立危機事態における防衛出動)
- 第 2. 後方支援活動 (重要影響事態における)
- 第 3. 駆け付け警護等 (国際平和共同対処事態および国際平和維持活動協力法における協力支援活動)
- 第 4. 外国部隊の武器等防護 (自衛隊法 9 5 条の 2)

の憲法 9 条への違反性について論じている。

## 第 1 集団的自衛権容認・行使の違憲性

### 1 政府による解釈変更の概要

#### (1) 従来の政府の憲法 9 条解釈

- ・例外的な武力行使の容認

(自衛権発動の 3 要件)。

- ①我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと
- ②これを排除するために他の適当な手段がないこと
- ③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

- ・最小限度の実力行使：「我が国の領域内」にとどまるのが原則。
- ・「専守防衛」、「海外派兵は禁止」  
(攻撃型空母、長距離戦略爆撃機、大陸間弾道ミサイルは保有できない。)
- ・交戦権については  
我が国が武力攻撃を受けたときの必要最小限度の実力行使は交戦権の行使には当たらない。

- ・集団的自衛権行使の禁止 (憲法との関係について)

「昭和 4 7 年政府見解」

「憲法 9 条の下で例外的に容認される武力行使は、外部からの武力攻撃によって国民の生命等が危険にさらされた場合にこれを排除するためのものに限られるが、我が国以外の第三国に別の国から武力攻撃が加えられても、これによって我が国の国民全体の生命等に危険が及ぶことはあり得ないから、集団的自衛権に基づく武力の行使が、この例外的な武力行使の中に含まれる余地はない。」

## (2) 新たな 9 条解釈の概要

### ● 安保法制懇報告書の提言

- ①「我が国と密接な関係にある外国に対して武力攻撃が行われ、その事態が我が国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときに」限って集団的自衛権を行使できると 9 条を解するべきである。
- ②そのような場合に該当するかは、
  - ・我が国への直接攻撃に結びつく蓋然性が高いか、
  - ・国民の生命や権利が著しく害されるか、
  - ・その他我が国への深刻な影響が及び得るかこれらを政府が総合的に勘案しつつ、責任を持って判断すべき。

### ● 基本的な論理の踏襲と結論の変更

「平成 2 6 年 7 月 1 日の閣議決定」

「昭和 4 7 年政府見解」を採用し、次の 2 点を従来の政府の 9 条の解釈の「基本的な論理」であるとしている。

- ①憲法 9 条は、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることまでを禁じていない。
- ②しかし、この自衛の措置は、外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民の権

利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであるから、そのための必要最小限度の範囲にとどまらなければならない。

昭和47年見解は、そもそも憲法上なぜ集団的自衛権の行使が認められないかを説明することを目的として提出されたものであり、上記の「基本的な論理」に続けて、以下のように結論づけている。

③ そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない。

これに対して閣議決定は、同一の「基本的な論理」によるとしながら、上記の結論部分(③)については、「現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果」であるとして、④の「当てはめ」を行った。

④ 我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

※ 「安全保障環境に照らして」 どうして、「限られる」が「のみならず」に論理が飛躍するのか、全く説明がなく、論理が成り立たない!

(国際法上は、これまで政府が一貫して認められなかった集団的自衛権の行使に当たるわけで、閣議決定においても、新たな9条解釈に基づく武力行使が「集団的自衛権が根拠となる場合がある」と明記されている。)

## 2 集団的自衛権行使を容認する政府による解釈変更の誤り

### (1) 「集団的自衛権」自体の持つ問題性

● 国連憲章51条と同条導入の経緯 → 本来の自己防衛権とは異質「安保理が必要な措置をとるまでの間」の暫定的違法性除却事由として規定。

・ 集団的自衛権の行使が国際法上常に肯定されるわけでもない  
(例：米国のニカラグアへの武力行使を集団的自衛権で正当化したが、国際私法裁判所は、1986年の判決において米国のその主張を否定。)

● 集団的自衛権の「後ろ向き」性と恣意性、濫用危険性

[宮崎礼壹・元内閣法制局長官]

・ 「自衛権」という名前がついているが、本来の、自国への直接の侵略の排除、という意味の自衛の権利とは異質な概念。  
・ 戦前型の軍事同盟による紛争の「私的解決」を改めて容認するもの。  
・ 戦争廃絶に向けた人類の努力という観点から見れば、「後ろ向き」のもの。  
・ 同盟国と自称する国家による「介入的武力行使」を許容するもので、「恣意的で過剰な武力行使」を招く危険をはらむ。

● 集団的自衛権は国際法上消滅に向かうべきもの

自衛「権」が次第に「権利」ではなく、基本的に違法な行為だが違法という判断を免除してもらえる「行為」とする潮流。

より曖昧な集団的自衛「権」はいつそう行使を抑制されるべき行為である。

・ 本来、国際社会(少なくとも国連安保理)の共同行動たる、集団安全保障措置によってまかなわれるべき安全保障

(2) 憲法9条と集団的自衛権 (憲法習律について P. 6, 7に集約)

(3) 集団的自衛権容認の政府解釈の誤り

(政府の主張)

・ 国際法上集団的自衛権が根拠となる場合があるとしても、

他国を防衛するための武力の行使ではなく、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置 ☞（個別的自衛権ではないか？）

- ・一部限定された場合に他国に対する武力攻撃の発生を契機として武力の行使を認めるにとどまるものである。 ☞（他国防衛そのもの！）

論理が矛盾している！

- ・我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容等している状況に照らし、昭和47年政府見解の①（自衛の措置）と②（必要最小限度）という基本的な論理を維持し、③はあてはめであるとし、安全保障環境が変わったからあてはめを変えたに過ぎないから、論理的整合性は保たれているとしているが・・・。

（※ ①+②=③であったものを、①+②=あてはめ③と主張しても、

72年見解③ ≠ 閣議決定あてはめ③（正反対の結論）であるので

基本的論理としての（①+②）は、72年見解と閣議決定では同等であることは出来ない！ 論理的整合性が成り立たない！）

### ● 砂川判決が集団的自衛権の根拠となりえない！

- ・砂川判決が個別的自衛権を問題にしていることは明らか  
9条2項（戦力不保持）の要請から本質的な防衛力の不足を、友好国の軍隊に駐留してもらうことによって補うことも、一見明白に憲法に違反するとはいえないとしたのであって、防衛力の不足を何とかする、といっている文脈に、他国防衛たる集団的自衛権の話は入り込む隙間はない。

### ● 昭和47年政府見解（意見書）

- ・集団的自衛権が、我が国の憲法では認められないことを、説明するための文書を、集団的自衛権は認められる根拠にすることは論理上ありえない。
- ・（安倍内閣は）昭和47年意見書に「我が国に対する」と明白には書かれていないから、「外国の武力攻撃」とある表現には、「我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読める」と強弁して、新3要件には昭和47年意見書との連続性があると主張。黒を白と言いくるめる論理！

☞仮に集団的自衛権行使を認めると

我が国は進んでその紛争に参加し、武力攻撃をした国に対して新たに「戦端」を開くことになる。これは「国際紛争を解決する手段として」の武力行使以外の何ものでもない。

・集団的自衛権行使を容認した新安保法制は、憲法9条1項に違反する。

☞仮に海外において武力を行使する集団的自衛権を肯定すると

我が国領域への侵害の排除のための必要最小限度の実力組織（だから「戦力」に該当しない）という質的・量的限界を論理的に画することが困難。

・海外で他国の軍隊と共に闘う武力の行使が「交戦権」を有しないというのは想定しがたい。

### 3 「存立危機事態」と新3要件の違憲性

#### 新3要件

- ① 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（存立危機事態）であること
- ② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと。
- ③ 必要最小限度の実力を行使すること。

存立危機事態の定義：「密接な関係」「存立が脅かされ」「根底から覆される」「明白な危険」など、全て評価ないし価値判断が伴う要素である。該当性について明確な判断基準が考えられない。

政府は、「いかなる事態がこれに該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概に述べることは困難ですが、実際に我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即し

て、主に、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移などの要素を総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることになる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断することとなります。」(平27・5・26衆・本会議10頁安倍総理大臣答弁)

☞ 総合的判断＝政府の恣意的な判断

- 「戦禍が及ぶ蓋然性」: 「戦火」ではなく「戦禍」(被害)であることが留意されるべき。

(典型的な例とされた) **ホルムズ海峡機雷封鎖**

- ・ 国民生活への影響が存立危機事態に当たる。  
＝「戦火」ではなくて「戦禍」で足りるとされる。
- ・ 日本の領域に物理的な戦火が及ぶ蓋然性がなくても、自衛隊が海外に出動して武力の行使を容認。
- ・ これまで政府が、外国からの不法な武力攻撃を排除することを「自衛」と観念し、そのためにのみ例外的に許容されてきた武力行使とは全く異質なものである。
- ・ 従来政府の9条の解釈の「基本的な論理の枠内」に収まるとは到底考えられない。

- 国民による民主的統制の困難さ

- ・ 「特定秘密保護法」「共謀罪法」の下では、国民は必要な情報を得られず、「存立危機事態」の妥当性を判断・検証できない。
- ・ 政府の恣意的な判断に対する国民的統制は、ますます困難化する。

- 「密接な関係にある他国」

あらかじめ特定されない。武力攻撃が発生した段階において個別具体的な状況に即して判断される。⇒ 無限定に「存立危機事態」と見做し得る。

- 地理的限定のないこと

(従来の) 政府の憲法9条解釈においては、  
海外での武力の行使は行わないこととの原則の下、自衛隊による実力の行使は、我が国を防衛するための受動的なものであり、外部からの武力攻撃を我が国領域から排除するためのものであったから、原則として我が国の領土・領海・領空で行われ、せいぜいその周辺の公海・公空に限られるとされてきた

(昭44・12・29対春日議員答弁)

- ・ 存立危機事態の集団的自衛権の行使は、他国の戦争に参加していくのであるから、元々、相手国の領域を含めて地理的限定はなく、全地球的に自衛隊が防衛出動することができる。
- ・ **強制的な船舶検査・回航措置(拿捕)等**  
従来の実施海域「我が国領海及び我が国周辺の公海」  
⇒ 世界中の公海及び同意を得た外国の領海において行える。
- ・ 従来の憲法解釈をはるかに超えるものであり、これをも憲法9条2項の「交戦権」に該当しないとするのは困難。

- 明白な危険

従来の「武力攻撃事態」での「武力攻撃」の定義

- ・ 「我が国に対する外部からの武力攻撃をいう」(事態対処法2条1号)
- ・ 「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう」(同条2号)

[「危険切迫」事態では]

(自衛隊法76条1項)の防衛出動はできるが、

(同法88条)の武力の行使はまだできず、現に我が国に対する武力攻撃があった場合に至って初めて武力の行使が可能。

[存立危機事態では]

国民の権利等が「根底から覆される明白な危険」があるにとどまる存立危機事態では武力の行使が許される。

☞ 「武力行使の前提」が整合的でない。

● **他に適当な手段がないこと（第2要件）**

（従来の第2要件）は、我が国有事に対処するのに武力の行使以外に他の適当な手段があるかないかの判断として、比較的判断が容易である。

（存立危機事態の武力行使の第2要件）は、他国に対する武力攻撃に対して採るべき手段・方法は、外交交渉、経済制裁その他、実力行使以外に危機を乗り越えるさまざまな手段・方法が考えられるから、「他に適当な手段」があるかないかは、相当困難な判断となる。

● **必要最小限度の実力の行使であること（第3要件）**

- ・存立危機事態における武力の行使は、他国の戦争に参加するのであるから、その戦場は海外であり（公海・公空もあるが）、基本的に他国の領土・領海・領空となるのは、性質上当然。

☆法文上も、海外での武力行使ができないとする規定は、どこにも存在しない。政府も「法理上」は他国の領域での武力の行使があることを、認めざるをえなかった。

- ・なのに、他国の領土・領海・領空での武力行使はできない、これまでどおり海外派兵はしない、できないと説明するのは、新安保法制法の下での集団的自衛権の行使をいかに小さく、危険ではないものだと印象づけるための、まさに強弁。
- ・海外派兵の禁止に関しても、自衛隊を国内にとどめたままで集団的自衛権を行使することはできない。

集団的自衛権を行使しようとするれば、必然的に海外派兵を伴う。

☆事態対処法3条4項ただし書

「武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない」（≠必要最小限度）

4 **集団的自衛権容認の立法事実の不存在その他の諸問題**

**立法事実が存在しない！ 政府が根拠としたものすべてが否定！**

● **ホルムズ海峡の機雷除去**

「ホルムズ海峡における機雷掃海は新三要件に該当する場合もあり得るものでありますが、今現在の国際情勢に照らせば、現実の問題として発生することを具体的に想定しているものではありません」と、現状での必要性を否定。（平27・9・14参・安保法制委30頁安倍総理大臣答弁）。

- ・機雷がまかれた時点では十分な（国内）備蓄があり、武力行使の要件のうち第二要件の「他に適当な手段がない」に該当しないはず。

⇒アメリカのシェール・ガスをトランプさんから分けてもらえる？

● **米艦防護（日本人の母子を乗せた）の必要性がないこと**

（1997年改定のガイドライン、2015年4月に再び改定されたガイドライン）

[非戦闘員を退避させるための活動]、

- ・日米両政府は自国民の退避については、それぞれの政府の役割であることを明記
- ・政府は邦人輸送を米政府に依頼したものの、「最終的にはアメリカから断られました」（1999年3月18日衆議院日米防衛協力指針委、中谷元衆院議員）

● **米艦のミサイル防衛にも役立たない**

- ・仮に集団的自衛権であるとするれば、国際法上は、被攻撃国（アメリカ）から救援の要請がなければならない。

- ・集団的自衛権行使のためには“防衛出動命令”が必要となる。  
ミサイルが米艦に向かって発射された緊迫した状況の中で、こうした手続きを全うすることが不可能である。

※ 立法事実の例として、現実を無視した論じる価値のない議論

### ● 新安保法制法が抑止力になるか？

北朝鮮・中国の危機 ⇒ 個別的自衛権の問題

南シナ海の中国進出 ⇒ フルペックの集団的自衛権の問題

我が国が抑止力を高めれば、相手側はさらに軍備を強化し、安全保障環境は悪化する可能性も存在する。

安保関連法制が日本の安全に資すると考えるべき理由はきわめて乏しい。

### ● 実証のない「安全保障環境の悪化」

「日本を取り巻く安全保障環境の悪化」の実例

領空侵犯対処に備えた自衛隊の**緊急発進（スクランブル）**の回数が「10年前の7倍に増えた」（943回）と繰り返す。

しかし、冷戦期の1984年度には（944回）あり、14年を上回る。

- ・オーストラリアの経済平和研究所の**GlobalPeaceIndex2015年版**  
（世界各国を平和で安全な程度に応じてランクづけ）

日本は世界で**8番目に平和で安全な国**という結果。

### ● 新安保法制法こそが「安全保障環境」の悪化をもたらす

新安保法制法によって、**攻撃的なシグナルが増し**、戦後日本が培ってきた**周辺諸国への安心供与の資産が大きく失われる。**

日本の安全を高めるところか、逆に掘り崩すことになりかねない。

### ● 日本の安全保障にアメリカがさらにコミットするとは考えられない

アメリカはあくまで日米安全保障条約5条が定める通り、「**自国の憲法上の規定及び手続に従って**」条約上の義務を果たすにとどまる。

- ・アメリカ憲法は本格的な軍事力の行使について、連邦議会の承認をその条件としている（米憲法1篇8節11項）。

いざというとき、アメリカが日本を助けてくれる保証はない

⇒ トランプ大統領の「**アメリカ・ファースト**」

アメリカが尖閣諸島の防衛に協力してくれる？

人も住まない小島を守るために、アメリカの若者の血を流す用意がアメリカ政府にあるという想定は、現実的とは言えない。（柳澤協二氏の指摘）

### 5 政府による解釈変更が解釈の限界を超えること

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更は、許される解釈の限界を超えている。故に、変更自体も違憲、かつ解釈変更の上に成り立つ新安保法制法も違憲である。

### ● 積み重ねられた憲法解釈の持つ意味

国会等における論議の積み重ねを経て確立され定着しているような憲法解釈を基本的に変更することは、**特段の合理的な理由**（これを必要不可欠とするだけの重大な、そして差し迫った事情の存在）と**説得力のある論理**（従来の解釈と同様に法論理的な整合性がなければならない）を示さない限り許されない。

### ● 集団的自衛権行使を容認する解釈変更が許されないこと

（憲法9条の下では集団的自衛権の行使を含めて海外での武力行使が一切許されない理由）

- ・自衛隊発足以来の政府の一貫した解釈。
- ・歴代の内閣総理大臣や外務大臣らが異口同音に繰り返し明らかにしてきた政府の考え方である。

- ・多くの国民に共有され、「憲法9条の規範として骨肉化」している。  
(平成27年9月3日付朝日新聞朝刊、山口繁元最高裁長官談話)。
- ・政府自らが、集団的自衛権の行使を可能とするためには憲法改正によるしかないと明言してきた。

**長谷部恭男教授の指摘** (P. 2と同様の主張)

「2014年7月の閣議決定は、基本的な原理・原則は維持したまま、状況が変化したが故に当てはめた結果の結論のみが変化したというのであれば、従来の政府見解との論理的整合性に欠ける。

個別的自衛権の行使のみが許されることを論証するための原理を前提としつつ、具体的な存在が立証されていない状況の変化を言い募ることで結論を正当化しようとするものであり、

従来の政府見解の基本的論理の枠を逸脱しているのみならず、認められる武力行使の範囲を根底的に不安定化させている。」

**個別的自衛権**＝独立主権国家が先天的に有する自己保全の自然的権能。

**集団的自衛権**＝他国との間の同盟その他の関係の密接性により後天的に発生し付与されるもの。

憲法解釈の変更と称して集団的自衛権の行使を憲法九条の下で許容できると主張することは、内閣が閣議決定でなし得る範疇を超えた措置である。

● **有権解釈の必要性と重要性**

[内閣法制局が憲法解釈において果たしてきた役割の重要性]

- ・我が国には憲法裁判所が設置されていない。
- ・最高裁その他の裁判所が法令の憲法適合性について判断が示される機会が必ずしも多くない。
- ・憲法第9条等に関しては最高裁がいわゆる統治行為論等に依拠して積極的な司法判断を控えてきた。

最高裁が9条について機能する解釈を示す役割を放棄してきたこともあり、内閣法制局による有権解釈は「機能する憲法」の重要な要素であった。

変更後の「新解釈」が、従前の解釈との論理的関係も不明確で、政府の行動の外延を明確に指示することもないのであれば、なおさら解釈を変更すべきでない。

**第2 後方支援活動等の違憲性**

**1 後方支援活動等の軍事色強化**

新安保法制法では対象範囲及び活動内容が拡大し、軍事的色彩が強められた。

| 重要影響事態法 (国際平和支援法)  |
|--|
| 「重要影響事態」＝そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の安全に重要な影響を与える事態   |
| ① (相手) アメリカ合衆国に限定せず、 <b>その他の外国の軍隊</b> も対象にできる。<br>② (活動場所) 「 <b>後方地域</b> 」、「 <b>非戦闘地域</b> 」と一律に定めない。<br>・現に戦闘行為が行われている <b>現場以外の場所</b> であれば、また周辺地域に限らず世界のどこでも、後方支援活動等ができる。<br>・その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合にはその活動を休止・中断すればよいものとした (平成26年7月1日閣議決定)。<br>・発見された遭難者の救助開始後は、安全が確保される限り、 <b>現に戦闘行為が行われている現場でも</b> 捜索救助活動を継続できる。 |
| ③ (支援内容) <b>弾薬の提供</b> や戦闘作戦行動のために <b>発進準備中の航空機</b> に対する <b>給油及び整備</b> もできる。  |
| 周辺事態法  |
| 「 <b>周辺事態</b> 」＝「我が国周辺の地域における (我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態)」 ⇨新法ではこの限定が削除。  |

- ① (相手) アメリカ合衆国の軍隊に限定
- ② (活動場所) 「**後方地域**」に限定：現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて**戦闘行為が行われないと認められる我が国周辺の公海、上空の範囲**。(輸送以外は我が国領域に限定)
  - ☞ 米軍の「武力行使と一体化しない」ための法律上の担保
- ③ (支援内容) **弾薬の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備はできない。**

〔旧テロ特措法及び旧イラク特措法〕

(活動場所) 「**非戦闘地域**」に限定： 現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて**戦闘行為が行われないと認められる公海、上空、同意を得た外国の領域**

● 国際平和支援法 (新設)

- ・「**国際平和共同対処事態**」＝「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」
- ・ **重要影響事態法と同様の協力支援活動及び捜索救助活動**を行う。
- ・ 従来、多国籍軍等に対する協力支援活動等については **特措法**で都度対応してきた、(テロ特措法やイラク特措法など)
  - ⇒ 新安保法制法は**恒久法**として制定した

2 後方支援活動等の武力行使性

(1) 憲法上の問題点

- ・ 後方支援活動等は一般に「**兵站**」と言われる  
これが「**武力の行使**」に当たらないかが問題。
- ・ 直接戦闘行為を行わなくても、**他国軍隊の武力行使と一体となること**によって、憲法9条が禁止する「**武力の行使**」と評価されるのではないか。

- ・ 「**武力の行使**」とは、国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為
- ・ 「**国際的な武力紛争**」とは、国家又は国家に準ずる組織の間で生ずる武力を用いた争い (平14・2・5政府答弁書)。

● 名古屋高裁平成20年4月17日判決

イラク戦争時の航空自衛隊による空輸活動は、**違憲**と判示。

アメリカ合衆国軍、英国軍を中心とする有志連合軍によるイラクへの攻撃に端を発した多国籍軍と武装勢力との間の**イラク国内における戦闘**を「**国際的な紛争**」であり、**首都バグダッド**はイラク特措法にいう「**戦闘地域**」に該当すると認定した上で、

「**航空自衛隊の空輸活動**は、(それが主としてイラク特措法上の安全確保支援活動の名目で行われているものであり、それ自体は武力の行使に該当しないものであるとしても)、**多国籍軍との密接な連携の下で、(多国籍軍と武装勢力との間で) 戦闘行為がなされている地域と地理的に近接した場所において、対武装勢力の戦闘要員を含むと推認される多国籍軍の武装兵員を定期的かつ確実に輸送しているものである**ということができ、現代戦において輸送等の補給活動もまた**戦闘行為の重要な要素**であるといえることを考慮すれば……、

**多国籍軍の戦闘行為にとって必要不可欠な軍事上の後方支援を行っているもの**ということが出来る。したがって、このような航空自衛隊の空輸活動のうち、**少なくとも多国籍軍の武装兵員をバグダッドへ空輸するものについては、……他国による武力行使と一体化した行動であつて、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動である**ということが出来る」として、

「現在イラクにおいて行われている**航空自衛隊の空輸活動**は、…イラク特措法を合憲とした場合であっても、武力行使を禁止したイラク特措法2条2項、活動地域を非戦闘地域に限定した同条3項に違反し、かつ、**憲法9条1項に違反する活動を含んでいることが認められる**」と判示。

### ●軍事目標としての後方支援活動等

- ・国際法上、「攻撃は、厳格に**軍事目標**に対するものに限定する」とされている（軍事目標主義、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第52条第2項）
- ・**軍事目標**とは「物については、その性質・位置・用途または使用が**軍事的行動**に有効に役立つもので、かつその破壊または毀損、その捕獲または無力化がその時の状況において明確な**軍事的利益をもたらすもの**」とされている（同条項）。
- ・**武器の運搬や補給活動等**を指す**兵站**は、上記定義上**軍事目標**に当たるとを否定することはできない。
- ・後方支援活動等は弾薬の提供や戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を行うものであって、軍事目標に当たる（2015年4月27日日米防衛協力のための指針にある「後方支援」という単語は、「Logistic Support」と訳されており、国際的には兵站と認識されている）。
- ・それを行う自衛隊員や自衛隊機も**軍事目標**に当たる！

### 3 後方支援活動等の違憲性

#### ● 地理的制限の緩和

- ・理論的には、戦闘行為が行われている現場のすぐ隣の地域でも後方支援活動等を行える。米軍等の**戦力の維持や戦闘行為に大きな効果を及ぼす。**
- ・その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合にはその活動を休止・中断すればよいとしているが、現に戦闘行為が行われている現場とそれ以外の場所の区別は国際法上全くなく、休止・中断の判断がその都度行われることになり、自衛隊員が攻撃を受ける危険性が高まる。

#### ● 活動内容の拡大

重要影響事態法及び国際平和支援法のもとで弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を加えたことは、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを

得ない行動」に及ぶ活動内容の拡大であり、

「憲法9条1項に違反する活動」を認めることになるのであって、違憲といわざるを得ない。

### 第3 PKO新任務（駆け付け警護等）と任務遂行のための武器使用の違憲性

#### 2. PKO協力法制定の経過

（PKO参加5原則）。

- ①紛争当事者間で停戦合意が成立していること
- ②当該国を含む紛争当事者のすべてが、当該PKO及び当該PKOへの我が国の参加に同意していること
- ③当該PKOが中立の立場で行われること
- ④①～③のいずれかが満たされない状況となったときは、我が国の部隊を撤収すること
- ⑤武器の使用は、要員の生命等の防護のために必要な最小限度のものに限ること

このPKO協力法の成立を受けて、

1992年9月：自衛隊の施設部隊や文民警察要員がカンボジアに派遣以降、ゴラン高原、東ティモール、南スーダンに至るまで、自衛隊を含め様々な要員を派遣。

〔武器使用に関して〕

**自己保存型**：自然権的権利としての武器使用

**任務の遂行型**：任務遂行を実力をもって妨げる企てに対抗するための武器使用

・このタイプは状況によっては、国際的な武力紛争の一環として戦闘を行うという評価を受けることなり、憲法9条で禁止された武力の行使に当たるという疑いを否定することができないとして、慎重に考えるべきであるとしてきた。

（1998年の改正）：武器使用の適否を**個々の隊員の判断**⇒原則として**上官の命令**に従って行う。

（2001年の改正）：①武器を使用しての防護の対象に「その職務を行うに

伴い自己の管理下に入った者（外国の部隊等）」を追加。

②武器等防護のための武器使用を可能とする。

③放棄された武器の収集・処分などのいわゆるPKF本体業務を可能とした。

### 3 新安保法制によるPKO活動の拡大（新任務付与）の違憲性

PKO業務の範囲と自衛隊員の武器使用権限等の大幅な改正

①従来は、国連の統括の下に行われるものに限定

⇒ EUその他の地域的機関等の要請に基づく「国際連携平和安全活動」や、国連が統括しない有志連合ミッション等にも参加可能。

②停戦合意がなくても、武力紛争が終了してPKO活動の行われる地域に紛争当事者が存在しなくなり、その国の同意がある場合などには参加可能。

③「安全確保業務」（住民・被災民の危害の防止等特定の区域の保安の維持・警護）・「駆け付け警護」（PKO等活動関係者の不測の侵害・危難等に対する緊急の要請に対応する生命・身体の保護業務）を追加

④他国軍隊との共同宿営地が攻撃された場合に、武器使用による防御

⑤「任務遂行のための武器使用」（武装勢力等の妨害を排除し、目的を達成するための強力な武器の使用）を認める。

任務遂行のための武器使用は、相手方武装勢力等との武器使用の応酬、さらには戦闘状態に発展しかねず、憲法9条に違反するというべき。

#### (2) PKOの役割の変化

(発端) 1994年、ルワンダに停戦監視において、停戦合意が決裂し⇒大規模(100万人)な虐殺がはじまったが、中立性の原則からPKO部隊は、武力行使をせず撤退。

#### (PKOの枠組の変化)

1999年アナン事務総長の「国際人道法を遵守せよ」という告示。

紛争当事者の合意があって派遣されるのは従前の通りであるが、

- ・「停戦や軍の撤退などの監視活動」⇒「住民保護」へ目的が変わる。
- ・紛争当事者による住民の虐殺などが発生した場合には、停戦の有無とは関係なく、PKO部隊は、紛争当事者（それが例え政府軍であっても）と「交戦」して鎮圧することで住民を保護しなければならなくなった。
- ・日本が掲げるPKOの参加5原則（①～⑤）の前提が崩れてしまった。

#### (3) PKOにおける新任務及びそれに伴う武器使用の違憲性

[新任務及び武器使用権限拡大とこれに関する政府の解釈]

(従来の政府見解)

自己の生命、身体の危険がない場合にあって駆け付けて武器を使用するのは、「いわば自己保存のための自然権的権利というべきものの範囲を超える」ので、「国又は国に準ずる組織に対して行うという場合には憲法9条の禁ずる武力の行使に当たるおそれがある」(H23.10.27参・外交防衛委梶田内閣法制局長官答弁)

(PKO協力法改正の見解)

- ・参加5原則が満たされ
- ・派遣先国及び紛争当事者の受入れ同意が、期間を通じて安定的に維持されることを要件として駆け付け警護を可能とした。
- このような要件を前提とすれば
- ・国家又は国家に準ずる組織が敵対するものとして登場してこない、
- ・当該同意が安定的に維持されなくなった場合には、当該業務を中断の上、終了する。
- ・このように、自衛隊が憲法の禁ずる武力の行使を行うことはなく、駆け付け警護の実施が憲法第9条との関係で問題となることはない。」
- (平27・8・25参・安保法制特別委安倍総理大臣答弁)。

・新たに認められる武器使用についても、自己等を守るための武器使用の場合と同じく、正当防衛及び緊急避難に該当する場合以外には人に危害を加えてはならないとするいわゆる危害要件が課されている(PKO協力法26条3

項) ことも、それが武力行使に至ることのない根拠としている。

## ● 新任務と政府見解の問題点

(国際協力NGO・JVCからの提言)

- ・非軍事に徹した日本の特異性こそが、優れた国際協力
- ・紛争地では武力を行使しなかったからこそ救われた命がたくさんあること、武器を持たないことが信頼を生み安全を保障する大きな力になる。
- ・「NGOを守る」ことを理由に海外での武力行使を正当化することに異議を唱え、武力行使で日本が「失うもの」の大きさを冷静に考慮した議論を求める。

## ● 自衛隊の新たな任務とそれに伴う武器使用権限拡大強化がされたことは、

- ・派遣された自衛官の生命身体に対する危険性が高まる。
- ・現地の非戦闘員の殺傷、武装勢力との激しい戦闘を覚悟せざるを得ない。

— 政府の上記解釈は

- ・PKOのリアルな現実を全く無視した机上の空論であり
- ・憲法9条1項の禁止する「武力による威嚇又は武力の行使」および同法2項の「交戦権」の否認に抵触し、違憲であることは明らか。

## (4) 南スーダンPKOの現状から見たPKO協力法と憲法9条との関係

(陸上自衛隊の共通認識)

陸上自衛隊研究本部が、2014年11月に作成している「教訓要報」では、「宿营地共同防護のための武器使用」が武力行使になるとの見解を示している。ただ、南スーダンの現状を踏まえて、今後の検討事項としている。

- ・従来のPKO協力法は、これらの活動や武器使用を認めてこなかった。

## ● 宿营地共同防護 (PKO協力法25条7項)

- ・自己保存型の武器使用「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくはその任務を行うに伴い自己の管理下に入った者」の生命・身体を防護するための武器使用 (同法3項) ⇨ **宿营地共同防護へ拡大**

## ・ 宿营地共同防護を含む武器使用

「自衛官の自己保存型の自然権的武器使用」 + 「宿营地に所在する者」  
= 「自己保存型の武器使用の一類型」としている。

- ・本来的に武力行使ではなく、**武器使用**であるため、相手が「**国又は国に準じる組織**」であっても、**武力行使**にならないと説明。

(政府解釈の**武力行使の定義**)

- ・国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為
- ・武器使用の相手が「**国又は国に準じる組織**」でなければ「**国際的な武力紛争**」ではないとしている。

- ・宿营地共同防護は、**広大な宿营地全体を防護する**ものであるから、

「自己保存型の武器使用」とするには**明らかに無理がある!**

## (5) 改正PKO協力法に関するその他の問題点

### ア 国際法との矛盾

- ・自衛隊は交戦当事者、紛争当事者ではないため、**ジュネーブ捕虜条約の適用はない** (政府解釈)。

- ・自衛官が、**誤って非戦闘員を射殺した場合は、自衛官個人の刑事事件として処理される。**

政府の命令で派遣され部隊として行動していても、**武器を使用した際の責任は自衛官個人に属する。**

⇨ 国際法上は武力行使になりうるにもかかわらず、国内法上は憲法9条の制約から武器使用とせざるを得ないところから生じた矛盾。

- PKO部隊派遣国の国内法廷で裁くよう義務付け、そのための法整備をするよう勧告。

- ・PKO参加時に起きた国際人道法違反の処罰は各部隊派遣国の責任。

- ・日本では、自衛隊は軍隊ではないという建前上、軍刑法が存在しないため、刑法によって対処するしかなく、この義務が全く履行できない。

- ・軍法のない現在の状態で自衛隊に海外に派遣するという事は、**国家の命による軍事行動の責任を個人に負わせるしかないという矛盾及び過失犯に対する国外犯処罰規定がないことによる処罰の間隙という矛盾が生じることになる。**

#### 第4 外国軍隊の武器等防護の違憲性

[自衛隊法95条の2]

自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの**武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。**ただし、刑法第36条又は第37条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

- ・自衛隊の武器等防護：我が国の防衛力を構成する重要な物的手段を破壊や奪取から防護するための**極めて受動的、限定的な必要最小限のものとして、例外的に認められてきた。**この自衛隊法95条すら憲法上の根拠に疑義がある。
- ・ましてや、**外国軍隊の武器等防護**のために自衛官が武器を使用することに、憲法上の根拠は考え難い。
- ・**実質的な集団的自衛権行使を誘発する危険な条文である。**（存立危機事態でない平時に外国部隊を武力で防護するのは集団的自衛権の行使そのもの。）

#### ● 文民統制が機能しない危険性があること

- ・個々の**自衛官個人の判断**で武器等防護のために武器使用をした場合
  - ☞ 相手国等は**自衛隊の組織的な反撃と判断**する。相手国等のさらなる反撃を招く。
- ・国会の承認も内閣総理大臣の**防衛出動命令もないまま**、実質的な集団的自衛権の行使として、日本が**国際的武力紛争の当事者**になり得る。

- ・なし崩し的に戦争につながるような**武器等防護行為は**、憲法9条1項にいう「**武力の行使**」に当たり、「**交戦権**」に直結するものであって、憲法が許容するものとは考えられない。
- ・政府が**自衛隊をコントロールできないまま**、先の大戦のごとく、戦争に突入してしまう危険がある。
- ・**文民によるコントロールも失われる可能性が高い**ことは歴史上明らかであるから、憲法66条にも違反する。

#### ● 国際法上の説明が困難であること

**武器等防護活動は集団的自衛権行使と変わらないもの**  
外国軍隊等の武器等を防護することを「**警察権の行使**」と説明するのも、**国際法上無理がある。**

- ・**ユニット・セルフ・ディフェンス**（アメリカ軍とともに行動中に攻撃を受け、それに反撃すること）なる概念は、自衛隊法95条及び95条の2とは発想が異なりこれらの条文は、**国際法上も説明が困難である。**

#### 結論

- ・自衛隊法95条の2は、他国の武器等防護のために武器使用することを許すものであり、「**武力の行使**」に当たる。  
又はその具体的危険を生じさせるものであるから、**憲法9条1項に違反する。**
- ・戦争に容易につながっていく行為を行うことを認めているという意味で、**憲法9条2項にいう交戦権の否認にも反する。**  
したがって、**自衛隊法95条の2は違憲である。**

以上